

## 令和5年度白樺学園高等学校との包括連携協定事業 (3学年) 実施要領 (案)

### 1 目的

包括連携協定に基づき、「地方自治の担い手意識の醸成」、「議会活動の認知度向上」、「まちづくりに関心を持ち参加する機会」とする。

### 2 事業の根拠

- (1) 芽室町自治基本条例第3条第6号 (議会と議員活動の原則)
- (2) 芽室町議会基本条例第2条第4項 (基本理念)
- (3) 芽室町議会基本条例第8条第1項 (町民参加及び町民との連携)
- (4) 白樺学園高等学校と芽室町議会の包括連携協定書第1条

### 3 日程と対象

- (1) 令和5年11月下旬 基調講演 (時間調整中)  
→ 対象：3年生 (5クラス合同)
  
- (2) 令和5年12月4日 (月)～6日 (水) の3日間  
12月4日 (月) ①午前、②午後  
12月5日 (火) ③午後  
12月6日 (水) ④午前、⑤午後  
→ 対象：3年生 (5クラス別)

### 4 実施内容

- (1) 議会と高校と町との三者連携事業として実施する。
- (2) 2部構成で実施する。
  - ・1部／基調講演「(仮) 学生時代の自分、今の自分。」
  - ・2部／グループワーク「10年後の自分は…」
- (3) 基調講演の講師は職員 (白樺高校同窓生他)
- (4) グループワークの進行 (ファシリテーター) は議会の役割とする。

### 5 役割分担案

- (1) 12月4日 (月) 午前：厚生文教常任委員会 (仮)  
午後：厚生文教常任委員会 (仮)

(2) 12月5日(火) 午後：厚生文教常任委員会(仮)

(3) 12月6日(水) 午前：総務経済常任委員会(仮)

午後：総務経済常任委員会(仮)

※ 4～5人でグループワークができるように議員を派遣する。

※ 議会運営委員会は不足人員を補完する。